都内における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けた都の対応

平成３０年１月１７日

総　　　　務　　　　局

環　　　　境　　　　局

産　 業 　労 　働 　局

中　央　卸　売　市　場

生　 活 　文 　化　 局

福　 祉　 保　 健　 局

建　　　　設　　　　局

港　　　　湾　　　　局

水　　　　道　　　　局

教　　　　育　　　　庁

　平成３０年１月５日に東京都大田区において回収された野鳥を確定検査した結果、「高病原性鳥インフルエンザウイルス」であることが確認されました。

　これを受け、東京都では本日１３時３０分に「高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を開催し、次のとおり対応することとしています。

１　これまでの対応

【野鳥の監視等に関すること】

〇　Ａ型鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査陽性時点において、プレス発表（環境局）

　○　区市町村に発生状況及び留意事項について情報提供した。（環境局）

○　各局及び野鳥監視重点区域内の区に野鳥の監視体制の強化について通知した。（環境局）

○　中央卸売市場内での監視強化を実施した。（中央卸売市場）

○　都が管理する道路・河川への監視強化、連絡体制の周知徹底を行った。（建設局）

○　港湾施設内の巡回を行うなど、監視強化を実施した。（港湾局）

○　水道施設等での野鳥の監視強化を実施した。（水道局）

【家きんに関すること】

○　都内の養鶏農家等に対し、鳥インフルエンザの発生予防対策（野鳥の侵入防止等）の徹底について、広報誌により周知するとともに、局のホームページにて本内容を掲載した。（産業労働局）

【学校に関すること】

○　私立学校に家きんの飼養衛生管理や野鳥の不審死対応などについて注意喚起を通知したほか、私立学校事務を主管する区市に対し、所轄の私立学校への周知徹底を依頼した。（生活文化局）

○　都立学校に飼養鳥の飼養衛生管理や野鳥の不審死対応などについて注意喚起等の文書を発送したほか、区市町村教育委員会に対し、同内容で管下の学校への周知徹底を依頼した。（教育庁）

【公園・動物園・水族園等に関すること】

○　全都立公園・霊園・海上公園等への監視強化、連絡体制の周知徹底を行うとともに、来園者等向けの注意喚起表示を掲出した。（建設局、港湾局）

○　都立動物園・水族園について、監視強化、連絡体制の周知徹底、来園者向けの注意喚起表示の掲出を行うとともに、入退園門、動物舎出入口で靴底消毒の徹底、飼養鳥等の移動制限を行った。また、高病原性確定に備えた対応準備をすすめた。（建設局）

【その他】

○　検査実施状況について、関係機関等（東京都医師会、東京都獣医師会、区市町村、保健所、医療機関等）に情報提供及び注意喚起した。（福祉保健局）

○　高病原性鳥インフルエンザウイルスに関する正しい知識の普及等のため、市場内業者等へ情報提供を行った。(中央卸売市場)

○　水道水の安全性について、ホームページで広報を実施した。（水道局）

２　今後の対応

【野鳥の監視等に関すること】

　○　野鳥監視重点区域が解除されるまで、１０ｋｍ圏内の監視強化を継続する。（環境局）

　○　野鳥監視重点区域における鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を、環境省と実施する。（環境局）

○　引き続き、中央卸売市場内での監視強化を実施する。（中央卸売市場）

○　引き続き、都が管理する道路、河川、都立公園等での監視強化を実施する。（建設局）

○　引き続き、港湾施設、海上公園等での監視強化を実施する。（港湾局）

○　引き続き、水道施設等での野鳥の監視強化を実施する。（水道局）

【家きんに関すること】

　○　都内の養鶏農家や関係機関に対して、今回の確定検査の結果について情報を提供するとともに、異常時の早期通報や、飼養衛生管理対策（野鳥の侵入防止、家きん舎付近の清掃、靴底や進入車両の消毒等）を再徹底するよう通知する。（産業労働局）

【学校に関すること】

○　引き続き、私立学校及び私立学校事務を主管する区市に対し情報を提供する。（生活文化局）

○　引き続き、都立学校及び区市町村教育委員会に今回の確定検査についての情報を提供するとともに、状況に応じて異常時の早期通報や、飼養衛生管理対策を徹底するよう再周知する。（教育庁）

【公園・動物園・水族園等に関すること】

〇　鳥類の展示中止、隔離施設への移動などの対応を実施する。（建設局）

【その他】

○　関係部署及び関係団体に改めて情報提供及び注意喚起する。（福祉保健局）

○　引き続き、水道水の安全性について、ホームページで広報を実施する。（水道局）

【問い合わせ先】

　（高病原性鳥インフルエンザ対策会議に関すること）

　　　総務局総合防災部防災管理課　　　　電話03-5388-2587

　（野鳥の監視等に関すること）

　環境局自然環境部計画課　　　　　　電話03-5388-3505

中央卸売市場管理部総務課　　　　　電話03-5320-5714

建設局総務部総務課　　　　　　　　電話03-5320-5221

　　　港湾局総務部総務課　　　　　　　　電話03-5320-5521

水道局総務部総務課　　　　　　　　電話03-5320-6313

　（家きんに関すること）

　　　産業労働局農林水産部食料安全課　　電話03-5320-4845

　（学校に関すること）

生活文化局私学部私学行政課　　　　電話03-5388-3192

教育庁総務部総務課　　　　　　　　電話03-5320-6718

　（公園・動物園・水族園等に関すること）

　　　建設局公園緑地部管理課　　　　　　電話03-5320-5365

　　　港湾局臨海開発部海上公園課　　　　電話03-5320-5575

　（その他）

福祉保健局健康安全部健康安全課　　電話03-5320-4458

中央卸売市場管理部総務課　　　　　電話03-5320-5714

水道局総務部総務課　　　　　　　　電話03-5320-6313